第８次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	障がい者療養介護医療事業

会計区分	一般会計	実施主体	市	担当部	福祉保健部	担当課	生活福祉課				
根拠法令等	障がい者自立支援法			担当係	障がい者福祉係	内線	4263	課No.	35020		
ソフト・ハードの区分	ハード □	ソフト ●	実施（補助）期間	自 H18	～	至	継続	関係課			

総合計画					
基本計画	章名	第２章　自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり			
	節名	第２節　安心でいきいきとした暮らしづくり			
	細節名	第５　高齢者・障害者支援施策の充実			
	施策名	⑤障害のある人に対する生活支援サービスの充実	該当ページ	111ページ	
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン					
事業区分	新規 ●	継続 □	施策No.	22-05-05	

【事務事業・第８次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成１９年度 事業内容	平成２０年度 事業内容	平成２１年度 事業内容	平成２２年度 事業内容	備考	注意事項
医療と常時介護を必要とする方に支援を行い、障がいのある方の福祉の増進を図る。 事業の概要 「療養介護」とは、障がい者自立支援法に規定された障がい福祉サービスで、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行うものである。 本事業は、「療養介護」の上記支援のうち医療部分について給付を行う。 事業の対象者（交付先） 進行性筋萎縮症に罹患している身体障がい者	・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。 ・本事業では、このうち医療に係る給付を行う。 ・障がい者自立支援法の施行により、「療養介護」利用者は、他のサービス利用者に比べて負担増となることから、この対策として給付金を支給する。(H19、H20の2ヶ年事業)	・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。 ・本事業では、このうち医療に係る給付を行う。 ・障がい者自立支援法の施行により、「療養介護」利用者は、他のサービス利用者に比べて負担増となることから、この対策として給付金を支給する。(H19、H20の2ヶ年事業)	・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。 ・本事業では、このうち医療に係る給付を行う。 ・障がい者自立支援法の施行により、「療養介護」利用者は、他のサービス利用者に比べて負担増となることから、この対策として給付金を支給する。(H21～H23の3ヶ年事業)	・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。 ・本事業では、このうち医療に係る給付を行う。 ・障がい者自立支援法の施行により、「療養介護」利用者は、他のサービス利用者に比べて負担増となることから、この対策として給付金を支給する。(H21～H23の3ヶ年事業)		（注１） 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング（見直し）する中で変更していくことがあります。 （注２） 事業費（財源内訳）は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。

事業費（百万円） ※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計
	8	13	16	16	53
財源内訳（インプット）　一般財源	2	3	4	4	13
国庫支出金	3	5	6	6	20
県支出金	3	5	6	6	20
起債（　）					
その他（　）					